公 募 説 明 書

１　**業務名称**　令和4年度危険物取扱者保安講習業務委託

２　**業務期間**　契約締結日の翌日から令和4年12月28日まで
（講習実施期間は令和4年9月から11月まで）

３　**業務内容**

（１）　事業の概要
消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づく「危険物取扱者保安講習」（以下「講習」という。）の実施を委託するもの。

（２）　講習実施期間
令和4年9月から11月までの間とする。

（３）　開催地（おおむね次の場所とする。）
盛岡市、盛岡市玉山区、紫波郡矢巾町、花巻市、北上市、奥州市、一関市、大船渡市、釜石市、宮古市、久慈市、二戸市等。

（４）　実施回数
全９回以上（オンライン講習を含み、(3)の開催地を考慮）とする。

（５）　受講申請見込者数
2,600名

４　**委託条件**　　※【　】は予定数量

（１）　講習実施計画の作成に関すること。

①　「危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目」（昭和62年11月24日消防庁告示第4号、以下「実施細目」という。）の規定に基づき、3及び4(2)から(9)までの事項を参照のうえ、講習実施計画を作成すること。
なお、久慈市で開催する講習については、実施細目第１－１－(2)の石油コンビナート等災害防止法第2条第6号に規定する特定事業所の対象者に係る講習を含むものとする。

②　講習実施計画を作成した場合は、直ちに岩手県（以下「県」という。）に提出し、その内容について協議すること。

（２）　講習の広報に関すること。

①　広報用ポスターの作成【ｻｲｽﾞ:A2又はA1、ｶﾗｰ印刷、850枚】

②　広報用ポスターの発送【90箇所】

③　受講対象者（3年前に受講した者）への周知【2,438件】
※　3年前の受講実績情報については、必要に応じ県より貸与する。

④　その他、消防関係団体機関紙等への記事掲載に関すること【1回】

（３）　講習会場の借上げ及び設営に関すること。【９会場以上、1会場あたり100～350名程度収容可能であること。】

（４） 受講申請書等の作成、配布、受付及び整理に関すること。

① 受講申請書、実施要領及び返信用封筒の作成【2,700部】

② 受講申請書、実施要領及び返信用封筒の配布【14箇所】

③ 受講申請書の受付審査、受講票交付（発送）【2,600件】

（５） 受講者名簿（会場別名簿、都道府県別名簿及び講習履歴入力帳票）の作成及び整理に関すること。【2,600件】

なお、「講習履歴入力帳票」を県に提出する際には、電子データによること。

（６） 講習テキストの作成（購入）に関すること。【2,600部】

なお､テキストは危険物関係法令の改正等最新情報が記載されている必要があることから、作成（購入）にあたっては、事前に県と協議すること。

（７） 講習講師の手配及び講師打合せ会議の開催に関すること。

① 講習講師の手配【９会場以上】

４（１）①で作成した講習実施計画に基づき講師の手配を行うこと。

なお、講習科目のうち実施細目で規定する「危険物の火災予防に関する事項」の講師については、講習会開催地の現役消防職員を必ず招聘するものであること。

なお、招聘する講師に対しては、謝金及び旅費を支払うものであること。

② 講習講師の打合せ会議の開催【1回】

講習開始前に、本業務の講師予定者を招聘して打合せ会議を行うこと。

（８） 講習会当日における受講者の受付、講習テキストの配布、講習会の進行、受講の確認等講習実施日の業務に関すること。 【９会場以上、1会場あたり2名対応】

（９） その他、県が上記事項に関連し特に指示すること。

５ その他

不明な点は、岩手県復興防災部消防安全課 消防担当【電話 019(629)5151〔直通〕】あて照会のこと。